平成30年度通常理事会議事録

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

# 公益社団法人全国市有物件災害共済会 平成30年度通常理事会議事録

1 日 時 平成31年1月29日(火)午後2時00分~2時45分

2 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号

日本都市センター会館5階 オリオン

次の理事は、Web会議システム(インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム)により、次の場所で参加した。

町田隆敏 (札幌市副市長室)

神谷坂敏 (高浜市副市長室)

貞刈厚仁(福岡市副市長室)

多野春光 (熊本市副市長室)

- 3 理事総数及び定足数 理事現在数 19名 定足数 10名
- 4 出席理事 16名

石井康雄、植村哲、鍵田剛(理事長職務代理者)、加藤昭彦、神谷坂敏、小金井勉(常務理事)、貞刈厚仁、多野春光、長谷川泉、樋口博、福田紀彦(理事長)、藤本章、間木野多加志、町田隆敏、丸口邦雄、吉岡章(五十音順)

- 5 欠席理事 3名 伊東恵美子、谷史郎、名塚昭(五十音順)
- 6 出席監事 監事現在数 2名 石川哲治、遠藤幸子(五十音順)
- 7 議題

#### 【決議事項】

議案第12号 平成31年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額の決定について

議案第13号 平成31年度事業計画書について

議案第14号 平成31年度収支予算書等について

議案第15号 職務権限規程の一部を改正する規程の制定について

議案第16号 職員就業規則の一部を改正する規則の制定について

議案第17号 嘱託職員就業規則の一部を改正する規則の制定について

議案第18号 自動車損害共済基本業務規程の一部を改正する規程の制定について

議案第19号 自動車損害共済総合業務規程の一部を改正する規程の制定について

議案第20号 理事長の利益相反取引に係る承認について

#### 【報告事項】

報告第6号 代表理事の職務執行の状況について

報告第7号 新規入会について

報告第8号 理事の退任について

- 8 議事の経過の要領及びその結果
- (1) 定足数の確認

福田紀彦理事長(以下「福田理事長」という。)が挨拶を行った。

続いて、議事の開始に先立ち、事務局から定款第33条第1項に基づき、 福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、続いて、定款第34条第1項に規定する 理事会の定足数を満たしていることを事務局に確認した。

なお、Web会議システムについて、各会場間で音声及び映像が双方向で 伝わる環境となっていることを、事務局が理事会開始の直前に確認した。

#### (2) 議事の審議状況

議長は、議事録について、定款第36条第2項に基づき、出席した代表理 事及び監事が記名押印する旨を告げ、議案の審議に入った

なお、議案第20号は定款第34条第1項に基づき、福田理事長が決議に 参加できないため、定款第33条第1項ただし書き及び理事会等運営規程 第6条第1項に基づき、鍵田剛理事長職務代理者が議長に就いた。

議案の審議については、小金井勉常務理事(以下「小金井常務理事」という。)の議案説明後、議長が採決をする形式で行った。

# 【決議事項】

ア 議案第12号「平成31年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額 の決定について」

議案第12号について、次のとおり説明を行った。

この議案は、助成規程第6条に基づき、平成31年度の助成対象事業の 承認と協助金の交付額の決定について提案するものである。

平成31年度の協助金については、5団体(全国市長会、全国市議会議長会、公益財団法人日本都市センター、公益財団法人日本消防協会及び一般財団法人日本防火・防災協会)から申請があり、申請総額は、2億円である。

各申請事業は、本会の助成事業の目的に合致しており、いずれの申請団

体も当該事業を実施する基礎的能力を備えていると判断し、申請のとおり協助金を交付したいと考えている。

なお、助成事業は消防・防災施設整備事業等資金融資事業の受取利息の ほか、収益事業の収益の一部を財源として対応する旨の説明を行った。

審議の結果、議案第12号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

イ 議案第13号「平成31年度事業計画書について」

議案第14号「平成31年度収支予算書等について」

議案第13号及び議案第14号について、次のとおり一括して説明を 行った。

議案第13号、平成31年度の事業計画については、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」法人として、各種事業を確実かつ積極的に実施する観点から作成したもので、次のとおり説明を行った。

# (ア) 相互救済事業

建物総合損害共済については、分担金収入を65億1,500万円、また、自動車損害共済については、分担金収入を32億2,200万円と見込んでいる。

平成30年度に発生した西日本豪雨、台風21号等の災害共済金については、共済委託団体の請求に応じ、速やかに支払を行う。

また、平成30年度に発生した大阪北部地震、北海道胆振東部地震等 によって被災した共済委託団体に地震災害見舞金を交付する。

さらに、平成28年10月に稼働した共済基幹システムについては、 更に効率的かつ利便性の高いシステムとするため、共済委託団体の意 見を踏まえ、平成30年度から計画的に改修を行っている。

### (イ) 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

ごみ処理施設の火災事故防止対策や雷害被害軽減に資するセミナーの開催及び現地調査、公用車の事故防止対策の参考となる資料集を基にした説明会の開催に取り組む。

# (ウ) 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

共済委託団体における消防・防災施設等の一層の充実を図るため、 これらの整備に対する融資として、融資総額96億8,710万円を 予定している。

## (工) 防災専門図書館事業

防災関連の図書を国及び地方自治体並びに一般の利用に供すること

により、広く防災意識の向上に寄与するため、収蔵資料の充実と活用の 促進、広報活動による認知度の向上等の取組を進める。

(オ) 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業 「都市防災推進セミナー」及び「防災フォーラム」の開催等をとお

また、議案第12号で説明した助成事業を実施する。

(カ) 日本都市センター会館事業

日本都市センター会館の「ホテル部門」及び「オフィス部門」について、安定的な経営に努めることとし、当期経常増減額を2億5,978万1千円の増と見込んでいる。

(キ) 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

して、震災等の対策に関する普及啓発を行う。

道路賠償責任保険の取扱業務及び自動車損害賠償責任保険の代理店業務について、当期経常増減額を1,476万7千円の増と見込んでいる。

続いて、議案第14号、平成31年度収支予算書等について次のとおり 説明を行った。

まず、公益目的事業の当期経常増減額は1億3,107万9千円の減を 見込んでおり、同額を収益事業から振替えると、公益社団法人及び公益財 団法人の認定等に関する法律に定める収支相償の要件を満たしている。

また、収益事業の当期一般正味財産増減は会館事業で2億2,950万3千円の増、保険手続事業で1,304万5千円の増を見込んでおり、両事業とも黒字となる見込みである。

以上から、法人全体の当期一般正味財産増減は1億1,146万9千円の増となり、黒字となる見込みである。

次に、共済基金分担金の法人会計への充当額は、2億1,362万9千円を見込み、業務方法書の規定に適合する旨、また、「資金調達、設備投資並びに特定資産(資産取得資金)の積立額及び取崩額の見込み」について説明した。

審議の結果、議案第13号及び議案第14号はいずれも全員が賛成し、 原案のとおり可決した。

ウ 議案第15号「職務権限規程の一部を改正する規程の制定について」 議案第15号について、次のとおり説明を行った。

これまで、福田理事長が川崎市長として本会と契約を行う場合は、「利

益相反取引」として、理事会の承認を得ているが、より適正な契約とする ために職務権限規程の改正を行うものである。

具体的には、川崎市と本会との間の各種契約については、理事長職務代理者が本会を代表して契約を行うこととし、併せて、その他の規定の整備を行うものである。

審議の結果、議案第15号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

エ 議案第16号「職員就業規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第17号「嘱託職員就業規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第16号及び議案第17号について、労働基準法の改正により、年 次有給休暇の時季指定義務が設けられたことへの対応のほか、規則の整 備等のため、改正を行うものであることを一括して説明を行った。

議案第17号について、次のとおり質疑応答が行われた。

吉岡 章 理事 「第20条の病気有給休暇について、取得日数の上限 を設けなくてもよいのか。」

小金井常務理事 「下位規程で日数を定めることとしているため、本規 則には規定していない。」

審議の結果、議案第16号及び議案第17号はいずれも全員が賛成し、 原案のとおり可決した。

オ 議案第18号「自動車損害共済基本業務規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第19号「自動車損害共済総合業務規程の一部を改正する規程の制 定について」

議案第18号及び議案第19号について、次のとおり一括して説明を 行った。

自動運転システム等の開発が進められているが、自動運転車が事故を 起こした場合、損害賠償責任の主体を特定するためには、時間を要すると 考えられる。

このため、対物事故又は対人事故が発生した場合で、共済委託団体の損害賠償責任が明らかでないときでも、被害者を救済するための費用を災害共済金として支払うことができるよう、改正を行うものである。

議案第18号及び議案第19号について、次のとおり質疑応答が行われた。

植村 哲 理事 「損害賠償責任が分からないときは、まず共済会が支

払い、後日判明した場合は、共済会から求償するということでよいか。」

小金井常務理事 「そのとおりである。共済金を支払った後は、本会に 求償権が移るため、本会から求償権の行使を行うもの である。」

審議の結果、議案第18号及び議案第19号はいずれも全員が賛成し、 原案のとおり可決した。

カ 議案第20号「理事長の利益相反取引に係る承認について」 議案第20号について、次のとおり説明を行った。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」 という。)の規定に基づき、福田理事長が市長を務める川崎市と本会との 建物総合損害共済及び自動車損害共済委託契約並びに消防・防災施設整 備事業等資金融資貸付について、承認をお願いするものである。

いずれの取引についても、本会の業務規程及び融資規程に基づき他団体と同一の条件で契約を行っている。

なお、本議案は一般社団法人法に基づく承認決議であるため、議案第 15号の職務権限規程の改正に関わらず、今後も承認が必要となる。

審議の結果、議案第20号は決議について特別の利害関係を有する出席理事(福田理事長)を除く他の出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

#### 【報告事項】

ア 報告第6号「代表理事の職務執行の状況について」

平成30年5月1日から同年12月31日までの代表理事3名の職務 執行の状況について、理事会等運営規程に定める別記様式「代表理事の職 務執行報告」に基づき、次の事項等について、それぞれ報告を行った。

- (ア) 定款に基づく会議(総会及び理事会)の招集
- (イ) 人事関連
- (ウ) 本会規程の改正
- (エ) 新規入会の承認
- (オ) 建物総合損害共済及び自動車損害共済における高額(1件1,000 万円超)な災害共済金の支出決定
- イ 報告第7号「新規入会について」

平成30年5月1日から同年12月31日までの間に、4市から本会

への入会申込書が提出され、定款及び入会及び退会等に関する規程に基づき、常務理事において入会を承認した旨の報告を行った。

ウ 報告第8号「理事の退任について」

平成30年5月21日開催の通常理事会以降に退任された理事2名についての報告を行った。

以上をもって議案の審議等を終了し、議長が出席者の発言について確認したところ、発言は無かったので、午後2時45分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成31年1月29日

 代表理事
 福田紀彦

 付表理事
 銀田

 付表理事
 小金井

 監事
 遠藤幸子

 印

事 石川哲治

印

監